

審 議 事 項

頁

審議事項
1 勧告

提案1 勧告「総合的な科学・技術政策の確立による科学・技術研究の
持続的振興に向けて」

1

1	
幹事会	1 0 2

提 案

勧告「総合的な科学・技術政策の確立による
科学・技術研究の持続的振興に向けて」

- 1 提案者 日本の展望委員会委員長
- 2 議 案 標記について、別紙のとおり勧告すること。
- 3 提案理由 勧告「総合的な科学・技術政策の確立による科学・技術研究の持続的振興に向けて」を取りまとめたので、政府に対して勧告したいため。

記

日本学術会議法第五条の「勧告」として取り扱うこと

(案)

勸 告

総合的な科学・技術政策の確立による
科学・技術研究の持続的振興に向けて



平成22年(2010年)○月○日

日 本 学 術 会 議

この勧告は、日本の展望委員会の検討に基づき、幹事会において審議し、決定したものである。

日本学術会議 幹事会

会長	金澤 一郎	(第二部会員)	宮内庁 皇室医務主管
副会長	大垣 眞一郎	(第三部会員)	独立行政法人国立環境研究所理事長
副会長	鈴村 興太郎	(第一部会員)	早稲田大学政治経済学術院教授
副会長	唐木 英明	(第二部会員)	東京大学名誉教授
第一部部長	広渡 清吾	(第一部会員)	専修大学法学部教授
第一部副部長	小林 良彰	(第一部会員)	慶應義塾大学法学部教授・同大学多文化市民意識研究センター長
第一部幹事	木村 茂光	(第一部会員)	東京学芸大学教育学部教授
第一部幹事	山本 眞鳥	(第一部会員)	法政大学経済学部教授
第二部部長	浅島 誠	(第二部会員)	産業技術総合研究所フェロー兼幹細胞工学研究センター長
第二部副部長	北島 政樹	(第二部会員)	国際医療福祉大学学長
第二部幹事	山本 正幸	(第二部会員)	東京大学大学院理学系研究科教授
第二部幹事	鷲谷 いづみ	(第二部会員)	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
第三部部長	岩澤 康裕	(第三部会員)	電気通信大学電気通信学部教授
第三部副部長	後藤 俊夫	(第三部会員)	中部大学副学長
第三部幹事	池田 駿介	(第三部会員)	建設技術研究所池田研究室長
第三部幹事	永宮 正治	(第三部会員)	J - P A R C センター センター長

日本学術会議 日本の展望委員会

委員長	金澤 一郎	(第二部会員)	宮内庁 皇室医務主管
副委員長	広渡 清吾	(第一部会員)	専修大学法学部教授
幹 事	唐木 英明	(第二部会員)	東京大学名誉教授
幹 事	海部 宣男	(第三部会員)	放送大学教授
	猪口 孝	(第一部会員)	新潟県立大学学長
	大沢 真理	(第一部会員)	東京大学社会科学研究所教授
	秋山 弘子	(第一部会員)	東京大学高齢社会総合研究機構特任教授
	佐藤 学	(第一部会員)	東京大学大学院教育学研究科教授
	鈴村 興太郎	(第一部会員)	早稲田大学政治経済学術院教授
	藤田 英典	(第一部会員)	立教大学文学部教授

浅島 誠	(第二部会員)	産業技術総合研究所フェロー兼幹細胞工学研究センター長
北島 政樹	(第二部会員)	国際医療福祉大学学長
山内 皓平	(第二部会員)	愛媛大学社会連携推進機構教授、南予水産研究センター長
岩澤 康裕	(第三部会員)	電気通信大学電気通信学部教授
大垣 眞一郎	(第三部会員)	独立行政法人国立環境研究所理事長
笠木 伸英	(第三部会員)	東京大学大学院工学系研究科教授
武市 正人	(第三部会員)	東京大学大学院情報理工学系研究科教授
柘植 綾夫	(第三部会員)	芝浦工業大学学長
河野 長	(連携会員)	東京工業大学グローバルエッジ研究院特任教授
土居 範久	(連携会員)	中央大学理工学部教授

勸 告

政府は今般、内閣府に設置されている総合科学技術会議の在り方について改善方策の検討を開始したところである。これに際し、日本学術会議は、さきに政府に提出した「日本の展望 - 学術からの提言 2010」(平成 22 年 4 月 5 日 日本学術会議総会で採択。以下「日本の展望 2010」という。)を踏まえつつ、人文・社会科学を含む長期的かつ総合的な科学・技術政策の確立による科学・技術研究の持続的振興を期して、総合科学技術会議の在り方の改善方策に係る具体的検討に寄与するため、この勧告を行うものである。

我が国の成長戦略の鍵を握るイノベーション政策は、単に科学・技術政策にとどまるものではなく、税制や雇用政策などを含んで広く社会経済的な政策として構想することが適当である。

これに対して科学・技術政策は、イノベーションの機会の創出につながる基礎科学を含む全体としての科学・技術研究の持続的振興を目指すべきものであり、そのため総合科学技術会議の在り方の再検討を機として、科学技術基本法(以下「法」という。)の見直しを行い、次の内容を盛り込むことを勧告する。

1. 法における「科学技術」の用語を「科学・技術」に改正し、政策が出口志向の研究に偏るという疑念を払拭するとともに、法第 1 条の「人文科学のみに係るものを除く。」という規定を削除して人文・社会科学を施策の対象とすることを明らかにし、もって人文・社会科学を含む「科学・技術」全体についての長期的かつ総合的な政策確立の方針を明確にすること。
2. 法において策定することとされている科学技術基本計画は、科学・技術研究の長期的かつ総合的な政策を確立し、科学・技術研究の持続的振興を図るべく「科学・技術振興基本計画」と改称すること。計画の対象となる事項については、従来の関連法規定(法第 9 条第 2 項第 1 号等)を改正して、「基礎科学の推進」、「人文・社会科学の推進」及び「開発研究等の推進」並びに「研究基盤の強化」を法に明記し、それぞれの課題を明確に位置付け、同時に科学・技術研究の統合的な発展を図ることとし、科学・技術研究の持続的振興のために長期的かつ総合的な政策を打ち出すべきこと。
3. 「科学・技術振興基本計画」の対象となる事項として、科学と技術の全領域にわたる「次世代研究者等の育成・確保」及び「男女共同参画の推進」が重要であり、これに関して長期的かつ総合的な施策を定めるべきことを法に明記し、同施策の強力かつ計画的な推進を図ること。
4. 「科学・技術振興基本計画」の策定に当たっては、あらかじめ、「わが国の科学者の内外に対する代表機関」(日本学術会議法第 2 条)である日本学術会議の意見を聴くものとする。

理 由

日本学術会議による提言「日本の展望 2010」は、人類文明と日本社会が直面する重要テーマを取り上げて検討した 10 の課題別提言並びに 31 の研究分野別の報告とそれを基にした人文・社会科学、生命科学及び理学・工学の 3 つの分野別の提言を踏まえて取りまとめたものであり、文字通り日本学術会議が学術の全分野を挙げて取り組んだ社会に対する長期的かつ総合的提言である。

「日本の展望 2010」は、21 世紀社会の人类的諸課題に立ち向かうために、学術研究の営みが自然科学諸分野と人文・社会科学の枠を超えた科学・技術の総合力の発揮を求められていること、また、現在世代のみならず将来世代との均衡も視野に入れた長期的な見通しの下で、かつ、応用的研究の推進方策と学術研究基盤・教育基盤の強化方策の適切なバランスの上に進められるべきことを明らかにした。

「日本の展望 2010」は、このような認識に立って、科学技術基本法の下に科学技術基本計画に基づいて進められてきた政策の成果を踏まえ、同時にその問題点を考慮しつつ、これからの我が国の科学・技術政策の立案に際して、計画の長期性（科学・技術の発展をより長期に見通す）総合性（科学・技術研究の諸態様・諸段階を広く把握し、また、人文・社会科学と広汎な基礎科学を施策の対象として明確に包摂する）及び科学者コミュニティの深い検討による基礎付けを確保することが、21 世紀の我が国の科学・技術立国を成功させる要であることを提言した。本勧告の具体的項目は、以上のような「日本の展望 2010」の本旨を踏まえるものである。

以下、各項目について説明する。

1. について

我が国において従来用いられてきた「科学技術」は、国際的に用いられる「science and technology」（科学及び技術）に対応する意味ではなく、「science based technology」（科学に基礎付けられた技術）の意味で政策的に用いられる傾向が強く見られ、結果として、政策が出口志向の研究に偏るとの疑念を生んでいる。この疑念を取り払い、我が国の科学・技術政策を科学の全領域を見通した総合的なものとするために、「科学技術」の用語に替えて、「科学・技術」の用語を、法において明確に採用すべきである。このことは、総合科学技術会議においては理解が得られ、法文に係るもの以外については既に「科学・技術」の表記が用いられていることは高く評価するところである。

日本学術会議において公式の表記としている「人文・社会科学」は、「人文学(humanities)及び社会科学(social sciences)」を含意する。人文・社会科学は、現行の科学技術基本法によれば、同法の施策の対象が「人文科学のみに係るものを除く。」（「人文科学」は、法解釈として人文・社会科学を意味する。）とされ（法第 1 条）これまで、直接的には科学技術基本計画の対象とはされていなかった。我が国及び世界が直面する 21 世紀的諸課題に立ち向かうためには、科学・技術政策において人間社会に深く関わる総合性を確立することが必須であり、文理の連携・協働・統合の研究を推進し、同時にその基礎として人文・社会科学の持続的振興を確保しなければならない。この理由により、人文・社会科学を法に

よる施策の対象として明確に位置付けるべきである。

2. について

現行の科学技術基本計画は、「研究開発（基礎研究、応用研究及び開発研究をいい、技術の開発を含む。）の推進に関する総合的な方針」を定めるものとされている（法第9条第2項第1号）。同計画は、このように「基礎研究」の推進方策も対象としているが、実際の運用においては、「研究開発」の語のニュアンスが示すように応用的色彩が中心となり、基礎研究の長期的、具体的施策は必ずしも明確とされていない。これを踏まえて、従来の上記規定等を改正し、「基礎科学の推進」、「人文・社会科学の推進」及び「開発研究等の推進」をそれぞれ独自の計画事項として明確に位置付け、同時にこれらの統合的な発展を目指すこととし、また、科学・技術研究の持続的振興のために、併せて「研究基盤の強化」を計画事項とし、もって科学・技術研究推進に関する長期的かつ総合的な方針の策定を図るべきである。なお、ここでいう「基礎科学」は、「基礎研究、応用研究を包含した、大学等における知的創造活動の総体」として明確に定義するものとする。

3. について

科学技術基本計画は、これまでも既に若手研究者等の育成・確保について、また、科学・技術研究の領域における男女共同参画の推進について政策を示し、それに応じて施策が実行されてきた。しかしながら、次世代の研究者等の育成問題は、施策の展開にもかかわらず、深刻さが一層増しており、科学・技術研究の持続的発展の基盤の確保が危ぶまれる状況が続いている。また、男女共同参画の推進は一定の成果を挙げつつあるが、先進諸国との比較においても、更に一層の政策的取組みが求められる。これらの課題は、科学・技術研究の持続的発展の人的基盤に係る最重要の課題であるので、計画事項として法に明記し、積極的に計画的な展開を図ることが必要である。

4. について

「科学・技術振興基本計画」について、科学者コミュニティによる専門的知見と見通しを反映した基礎付けが行われることは、新たな総合的科学・技術政策確立の一つの要諦である。日本学術会議は、我が国の科学者コミュニティの唯一の公的な代表であることから、「科学・技術振興基本計画」に対して意見を述べる責務を持つ。今回、日本学術会議が発出した「日本の展望2010」は、人文・社会科学を含む全分野の横断的検討に基づいて、社会的課題と学術的展望を明らかにしたものであるが、今後も定期的に同様の作業に取り組み、新たな発信を行う方針であり、これは「科学・技術振興基本計画」を裏付ける役割を基本的に果たし得るものである。それゆえ、同計画の策定に当たっては、日本学術会議の意見を聴くものとし、総合的科学・技術政策の確立に対する日本学術会議の責務の達成と寄与を保障することが必要である。